

2026 年 8 月 25 日

お客さま各位

株式会社イーネットワークシステムズ
株式会社イーネットワーク

令和 8 年 8 月 13 日からの大雨により被災されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

このたびの令和 8 年 8 月 13 日からの大雨により被災されたお客さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの大雨の影響で災害救助法が適用された地域にお住まいの被災されたお客さまからお申し出を受けた場合に、下記の特別措置を適用いたします。

1. 対象地域

災害救助法 適用日	供給区域	災害救助法適用地域	
8 月 13 日	東京電力	千葉県	千葉市、市川市、船橋市、館山市、松戸市、 茂原市、佐倉市、東金市、習志野市、柏市、 市原市、八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市、 四街道市、八街市、印西市、白井市、 大網白里市、白子町、長柄町、富里市、山武市、 印旛郡酒々井町、山武郡九十九里町

(注) 上記以外の市町村が本災害における災害救助法の適用となった場合も、特別措置の対象といたします。

なお、災害救助法の適用地域については、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されます。最新情報については、「内閣府発表_災害救助法の適用状況」をご参照ください。

「内閣府発表_災害救助法の適用状況」https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

2. 主な特別措置内容

- (1) 電気料金の支払期日の延長
- (2) 不使用月の電気料金の免除
- (3) 工事費負担金の免除
- (4) 臨時工事費の免除
- (5) 基本料金の免除
- (6) 諸工料の免除

以下の各社が経済産業大臣に申請し認可された内容と同様といたします。

電力会社のホームページ等をご確認ください。

[東京電力エナジーパートナー株式会社 ホームページ](#)

3. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社コールセンターまでお問合せください。

なお、特別措置適用のお申し出を受けた場合、必要に応じて、「り災証明書」のご提出が必要となります。

ENS コールセンター 0570-091-710 受付時間 9:00～18:00（平日）